



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計事務所通信

2016年12月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

生命保険料控除

年末調整の時期が近づいてきましたが、ご準備は進んでいますか？年末調整で準備していただく資料の中で、間違いやすい生命保険料控除について簡単に説明します。

まず、保険会社より送られてくる生命保険料控除の書類ですが、旧契約（平成23年12月31日以前に契約）と新契約（平成24年1月1日以後に契約）に分けられます。保険料資料を集めていただく場合、まずどちらの契約か確認する必要があります。

旧契約の場合、旧生命保険料と旧個人年金保険料のどちらかになります。保険料はそれぞれ10万円以上の支払で控除額はそれぞれ5万円です。

新契約の場合、新生命保険料と新個人年金保険料、介護医療保険料の3つになります。介護医療保険料は旧契約の控除にはありませんでした。保険料はそれぞれ8万円以上の支払で控除額はそれぞれ4万円です。

どの保険料を適用するか迷うところですが、まず旧契約の保険料を優先していただき、次に介護医療保険、最後に新契約の生命保険・個人年金を確認していただくとスムーズに控除が受けられます。詳しくは当事務所まで。

(鈴木 記)

年末年始休業のお知らせ

下記日程にて、休業させていただきます。よろしくお願いいたします。

12月29日(木)~1月4日(水)

※年末調整の資料が揃いましたら、お早めに当事務所までお持ちください。

